

受験資格について

介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格は、次の**別表1**と**別表2**のとおりです。

別表1 以下の国家資格等に基づき、当該資格に係る業務に従事する方
《通算5年以上の従事期間かつ900日以上に従事日数》

区分	受験資格コード	資格名	受験資格コード	資格名	受験資格コード	資格名
法定資格	01	医師	08	理学療法士	15	言語聴覚士
	02	歯科医師	09	作業療法士	16	あん摩マッサージ指圧師
	03	薬剤師	10	社会福祉士	17	はり師
	04	保健師	11	介護福祉士	18	きゆう師
	05	助産師	12	視能訓練士	19	柔道整復師
	06	看護師	13	義肢装具士	20	栄養士(管理栄養士含む)
	07	准看護師	14	歯科衛生士	21	精神保健福祉士

※上記の国家資格等で受験する場合は、以下の点に注意してください。

①算定できる当該業務従事期間は、**当該資格の登録日以降の期間**です。

②業務については、**要援護者に対する直接的な対人援助が、当該資格の本来業務として明確に位置づけられていることが必要**なため、上記の国家資格等を有しながら、要援護者に対する対人の直接的な援助ではない業務（教育業務、研究業務、営業、事務等）を行っている期間は実務経験には含まれません。

③上記資格を使用し受験を希望される受験者の方は**免許等の写しの添付が必要**です。

別表2 次に掲げる施設等において必置とされている相談援助業務に従事する方
《通算5年以上の従事期間かつ900日以上に従事日数》

区分	受験資格コード	対象事業及び施設等	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
相談援助業務	31	特定施設入居者生活介護	生活相談員	介護保険法第8条第11項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第175条第1項第1号
	32	地域密着型特定施設入居者生活介護	生活相談員	介護保険法第8条第21項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第110条第1項第1号
	33 ※	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	生活相談員	介護保険法第8条第22項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第131条第1項2号
	34 ※	介護老人福祉施設	生活相談員	介護保険法第8条第27項 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条第1項第2号
	35	介護老人保健施設	支援相談員	介護保険法第8条第28項 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第2条第1項第4号

区分	受験資格コード	対象事業及び施設等	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
相談援助業務	36	介護予防特定施設入居者生活介護	生活相談員	介護保険法第8条の2第9項 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第231条第1項第1号
	37	指定特定相談支援事業所	相談支援専門員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第3条
	38	障害児相談支援事業所	相談支援専門員	児童福祉法第6条の2の2第7項 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第3条
	39	生活困窮者自立相談支援事業	主任相談支援員	生活困窮者自立支援法第2条第2項 生活困窮者自立支援事業等の実施についての別紙(別添1)自立相談支援事業実施要領3(2)ア

※(33) 地域密着型介護老人福祉施設・・・特別養護老人ホーム(29人以下)のことで。

(34) 介護老人福祉施設・・・・・・・・・・特別養護老人ホーム(30人以上)のことで。

(受験要件の見直しについて)

※介護支援専門員実務研修受講試験受験要件については、介護支援専門員の資質や専門性の向上を図っていくことが必要であることから、法定資格保有者に限定することを基本に平成27年度から見直され、認められていた従来の受験資格の経過措置も平成29年度をもって終了いたしました。

平成29年度まで受験できていた方も、受験ができない可能性がありますのでご注意ください。

